

## 利用規約

岩手県が発行する「岩手県子育て支援パスポート」について、以下のとおり利用規約を定めます。

- (趣旨)

- 第1

- 社会全体で行動し、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくりの推進に向け、各都道府県において実施されている子育て支援パスポート事業の仕組みを全国共通で利用できるようにし、社会全体で子育て世帯を支援する機運の醸成につなげていくことを目的とする。

- (対象者)

- 第2

- 岩手県子育て支援パスポートを発行することができる対象者は、岩手県内に住所のある妊婦(母子手帳の交付を受けた者)及び18歳未満の子どもを養育する家族とする。

- (利用可能な自治体)

- 第3

- 岩手県子育て支援パスポートは、内閣府が行う「子育て支援パスポート事業の全国共通展開」に参加する岩手県以外の都道府県で利用が可能であり、参加都道府県については、利用者が内閣府のホームページ等により確認するものとする。

- (利用方法)

- 第4

- 1. 岩手県子育て支援パスポートの利用方法は、パスポートの画像を保存または印刷し、サービスの提供を受けたい自治体の協賛店舗へ持参することとする。
    2. サービスの提供を受けるための要件は自治体によって異なるため、事前に各自治体のホームページ等で確認を行うこととする。
    3. 自治体内で利用可能な協賛店舗については、各自治体のホームページ等により利用者が確認するものとする。

- (不正利用)

- 第5

- 1. 利用規約に違反し、岩手県子育て支援パスポートを不正に利用した場合は、法律により罰せられることがある。
    2. 不正利用によって損害賠償請求等を受けた場合には、自らの責任と負担において解決するものとし、地方自治体や第三者への一切の損害について、県はその責任を負わないこととする。